

住民監査請求の手引き

1 住民監査請求とは

市民の方が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法または不当であると認めるとき、監査委員に対し監査を求めて、必要な措置を講じることを請求できる制度です。

2 住民監査請求の対象

住民監査請求をすることができるのは、次のような大和郡山市の財務会計上の行為がある場合です。

(1) 違法または不当な

- ①公金（市の管理に属する現金など）の支出
- ②財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ③契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- ④債務その他の義務の負担（借入など）

(2) 違法または不当に

- ①公金の賦課、徴収を怠る事実
- ②財産の管理を怠る事実

(3) 上記（1）の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

※上記（1）については、行為のあった日または終わった日から1年を経過している場合は、正当な理由がある場合を除き、監査請求することができません。

※住民監査請求は、市に財産的損害が発生しているか損害発生のおそれがある場合に行なうことができるもので、仮に法令違反のおそれがある行為であっても、市に財産的損害が生じていない場合や損害発生のおそれがない場合には請求を行うことができません。

3 住民監査請求の方法

- (1) 監査請求できるのは、大和郡山市に住所を有する個人・法人です。
- (2) 監査請求は、その要旨を記載した書面（大和郡山市職員措置請求書）をもって行ないます。

なお、書面には違法または不当とする行為の事実を証明する書面（市情報公開条例に基づく開示文書の写しや新聞記事など）を添付する必要があります。

- (3) 請求書の記載に不備がある場合は、補正を求めることがあります。

大和郡山市職員措置請求書

大和郡山市長（請求対象となる執行機関又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

次のように、要旨は明確に記入してください。

- 誰が（請求の対象となる職員等）
- いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか
- その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか
- その結果、どのような損害が大和郡山市に生じているのか
- どのような措置を求めるのか
- 財務会計上の行為から1年を経過している場合はその正当な理由

2 請求者

住 所

氏 名 (自 署)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を
請求します。

令和 年 月 日

大和郡山市監査委員 あて